

第11次「船員災害防止基本計画」(案)について

1. 船員災害防止基本計画の概要

○「船員災害防止活動の促進に関する法律」(船災防法)に基づき、5年ごとに交政審の意見をきいて、船員災害の減少目標
その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めるもの。

○また、海上労働条約(MLC)では、締約国の義務として労使協議のうえ、自国を旗国とする船舶における職業上の安全及び
健康の管理についての国内の指針を作成・公表することを定めており、基本計画策定は条約上の義務。

＜海上労働条約 (抄)＞

第4.3規則 健康及び安全の保護並びに災害の防止(抄)

1 (略)

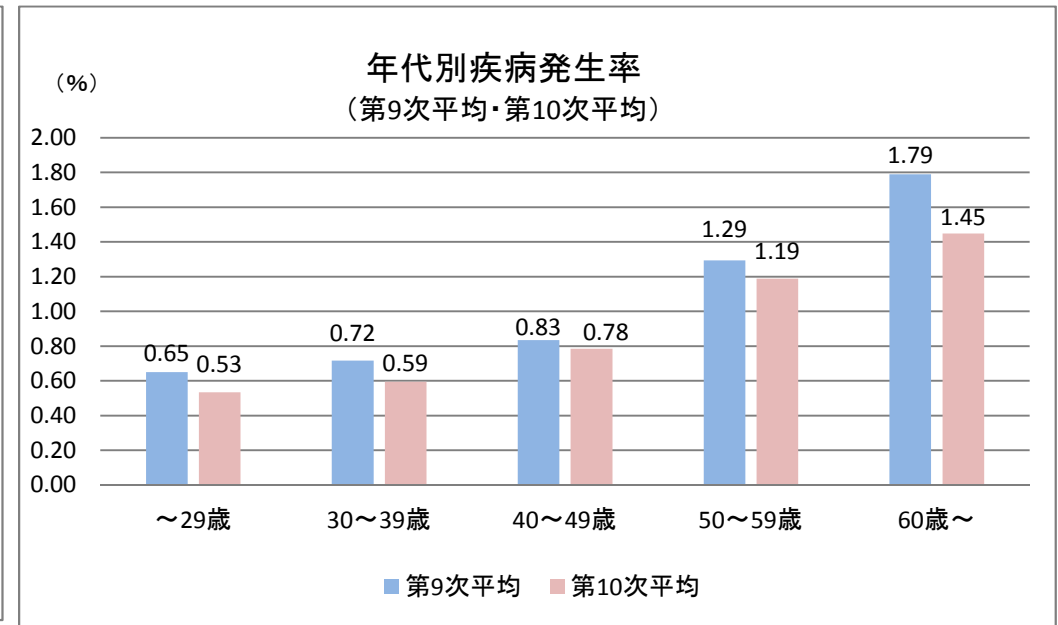
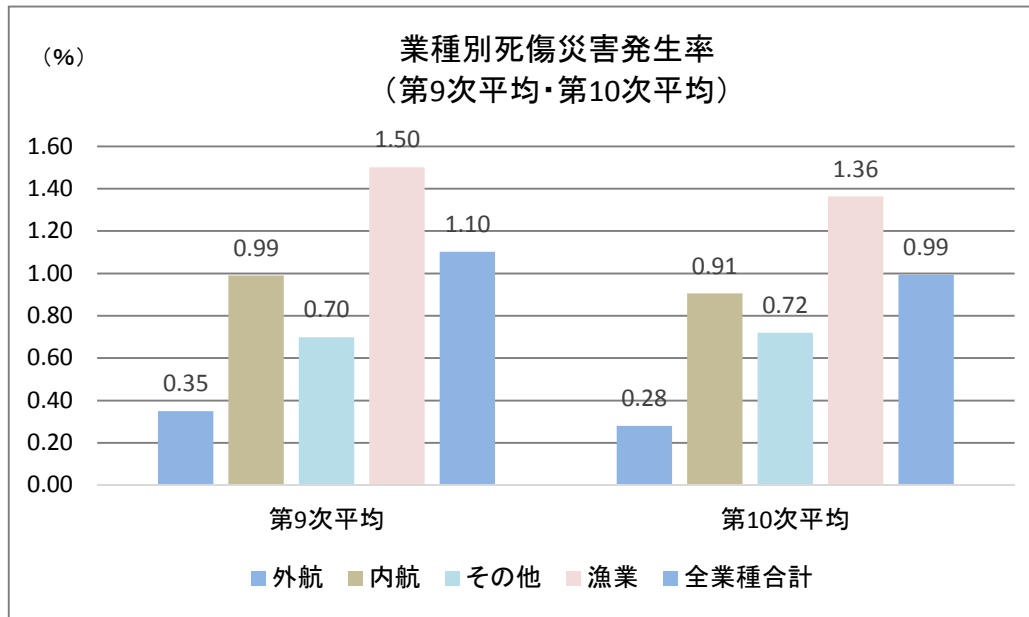
2 加盟国は、代表的な船舶所有者団体及び船員団体と協議した上で並びに国際機関、行政機関及び海運業団体が勧告する適用可能な規範、基準
及び指針を考慮して、自国を旗国とする船舶における職業上の安全及び健康の管理についての国内の指針を作成し、及び公表する。

○昭和43年の第1次基本計画の策定以降、現在は平成25～29年度の第10次基本計画の最終年度。

○第10次基本計画における主要な対策

- (1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- (2) 海中転落・海難による死亡災害防止
- (3) 漁船における死傷災害防止
- (4) 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
- (5) 生活習慣病等の疾病予防対策
- (6) その他の安全衛生対策

2. 第10次基本計画期間における災害疾病の状況



3. 第10次基本計画期間における災害疾病減少目標の達成状況

【目標値】

	死傷災害	疾病
貨物船等	11%減	12%減
漁船	15%減	5%減
全体	13%減	10%減



【第10次基本計画期間】

	死傷災害	疾病
貨物船等	7%減	14%減
漁船	9%減	11%減
全体	10%減	13%減

4. 第11次基本計画における死傷災害及び疾病防止のための主要な対策

○第10次基本計画の主要な対策により災害及び疾病が減少しているため、以下(1)～(6)について引き続き実施する。

- (1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策
 - ・作業環境の改善、船内労働安全衛生マネジメントシステム、船内向け自主改善活動(WIB)等の災害防止の取組の推進
- (2) 海中転落・海難による死亡災害防止
 - ・船舶所有者における海中転落の防止対策の推進、船員における作業時の安全確認や救命胴衣の着用等の安全対策への取組
- (3) 漁船における死傷災害防止
 - ・漁ろう作業中の災害防止のため、船舶所有者における荒天時の作業中止、船員における定期的な漁労装置の整備・修理等を講ずる。
- (4) 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
 - ・年齢を踏まえた作業環境・作業方法の改善等の対策を行う。
- (5) 生活習慣病等の疾病防止対策
 - ・船内供食による疾病防止を図る。
- (6) パワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保
 - ・パワハラ防止及びメンタル面の疾病防止のため、相談窓口の設置、講習会への参加等による予防対策を図る。
- (7) その他の安全衛生対策
 - ・船舶所有者は、外国人船員へ国内法令や安全衛生に関する教育を行うとともに、外国語のマニュアル表示の作成等を推進する。

5. 第11次基本計画期間(H30～34年度)における死傷災害及び疾病の削減目標

○死傷災害については、これまでの災害件数と船員数に基づき第11次期間最終年度である平成34年度までの災害発生率の推計を行い、削減目標率を設定し、疾病については、第10次期間の減少率の実績を削減目標率とした。

○第10次期間の年平均値と比較した11次計画期間の年平均削減目標率

	死傷災害	疾 病
貨物船等	14%減	14%減
漁 船	11%減	11%減
全 体	16%減	13%減

＜参照条文＞

○船員災害防止活動の促進に関する法律(抄)

(定義)

第2条 この法律において「船員災害」とは、船員の就業に係る船舶、船内設備、積荷等により、又は作業行動若しくは船内生活によって、船員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

②・③ (略)

(基本計画)

第6条 国土交通大臣は、五年ごとに、交通政策審議会の意見をきいて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画)

第7条 国土交通大臣は、毎年、交通政策審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた船員災害防止実施計画(以下「実施計画」という。)を作成しなければならない。

- 一 船員災害の減少目標
- 二 船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類
- 三 船員災害の防止のための主要な対策に関する事項
- 四 その他船員災害の防止に関し重要な事項

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。